

議会だより

にしあいづ No. 118

2012.7.24

発行：福島県西会津町議会

編集：議会広報特別委員会



- ご意見お聞かせください！議会基本条例・・・2～5
- 6月議会定例会の内容は・・・6
 - 補正予算・・・6
 - 条例改正、その他・・・7
- ここが聞きたい！一般質問10人が登壇・・・8
- 第3回議会臨時会報告・・・13
- 町PTA連絡協議会長 秦貞継さんにインタビュー・・・14

ゴール前のデッドヒート（第37回奥川健康マラソン大会）



ご意見お聞かせください!

議会基本条例

町議会では、昨年9月の議会定例会において「議会基本条例制定特別委員会」を設置し、これまで10回の会議の開催や先進議会への視察などを行い、議会における最高規範となる「議会基本条例」の制定のための取り組みをしています。

条例の制定も原案がまとまり大詰めの段階となったことから、条例をよりよいものとするため、これから町民のみなさんからの意見公募を行い、みなさんからお寄せいただいたご意見を参考にしながら、条例の制定の取り組みを進めていきます。

議会基本条例ってなに？

町には、平成20年4月1日から施行された「まちづくり基本条例」があります。この条例は、町民みんながまちづくりをするための一番基本になるルールであり、まちづくりに関わる町民、議会、行政が、まちづくりを進めるときに守らなければいけない決まりごとです。

同じように、議会においても議会及び議員がその責務を果たし、これまでに以上に町民に開かれた議会づくりを推進するための一番基本になるルールを定め、議会の役割と活動の決まりごとを明確にする「議会基本条例」を制定します。

何がどう変わるのか

今まで議会では、議会の活性化のために、一般質問における一問一答方式（一項目ずつ質問と答弁を行う方法）や町長等への反問権の付与（町側が質問の疑問点について逆質問できる）など、様々な議会改革の取り組みを行ってきました。

員会や全員協議会などの会議は、議長や委員長の許可を得て傍聴することができましたが、これからはすべての会議を、どなたでも傍聴することができます。また、今までは議員による議案審議などにおける発言は、基本的に町側への質疑しかできませんでしたが、これからは議員相互間の自由な討議を尊重することで、より充実した議案審議に努めます。

これらの取り組みや議会会議規則に定められている基本的事項は継承しつつ、大きな変更点としては、議会におけるすべての会議を原則として公開とします。今までは委

町民のみなさんに対しては

議会は、町民のみなさんに必要な情報を提供し、その多様な意見を反映させるとともに、町民のみなさんと一緒にまちづくりの活動を推進するため、町民参加と協働を基軸とした議会運営に努めます。

①町民のみなさんと議員が自由に意見や情報の交換ができる場を設けます。

②議会として町民のみなさんに対しての説明責任を果たすとともに、町民のみなさんの意見をお聞きし、議会運営の改善を図るために「議会報告会」を開催します。

③町民のみなさんから提出される請願や陳情に関しては、これを町民からの政策提案と受け止め、その審議の際には、必要に応じて提出されたかたに議会へ出席いただき、

意見をお聞きする機会を設けることとしています。

より身近な議会へ

このように、議会基本条例を制定し、今までの議会には無かった取り組みを開始し、議会が町民のみなさんに、より身近な議会へと生まれ変わろうとしています。

この議会基本条例をよ

りよいものとし、町民のみなさんのための議会となるために、次の日程で説明会を行います。ぜひご参加いただき、ご意見をお聞かせください。

議会基本条例の原案は、次頁から掲載しています。

議会基本条例説明会実施日程

どの会場へ参加いただいてもかまいませんので、都合に合わせて、お気軽にご参加ください。なお、ご参加の際は、この広報紙をご持参ください。

回	日時	場所
1	8月3日(金)19:00	町公民館
2	8月6日(月)19:00	林業研修センター
3	8月7日(火)19:00	保健センター
4	8月9日(木)19:00	新郷連絡所
5	8月10日(金)19:00	奥川支所

前半に議会基本条例の説明を、後半に町民のみなさんと意見交換を行い、概ね1時間半くらいでの実施を予定しています。



基本条例」の原案

(平成24年7月24日現在)

- 2 議会は、町長等が議会の議決を得るべき政策案を提案し、又は前項の規定に基づいて意見を聴こうとするときは、次に掲げる説明資料を提出するよう求めるものとする。
- (1) 政策等を必要とする原因又は背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
 - (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
 - (5) 関係ある法令及び条例等
 - (6) 政策等の実施に係る財源措置
 - (7) 将来にわたる政策等の維持管理を含めた財源計画

- 3 議会は、前項の政策等の提案を審査するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(議会の議決事件)

第8条 法第96条第2項に規定する議会の議決事件は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想に基づく基本計画の策定又は変更
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(委員会の設置等)

第9条 議会は、社会経済の変化等により新たに生じる課題に迅速かつ柔軟に対応するため、委員会の設置並びに参考人及び公聴会の制度の活用に努めなければならない。

(議会事務局の体制整備等)

第10条 議会は、議会又は議員の政策形成等の活動を支援するため、調査機関等としての議会事務局の体制を強化するよう努めなければならない。

(議員の研修等)

第11条 議会は、議員の政策形成能力の向上等を図るため、議員の研修及び政策研究（以下「研修等」という。）の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第12条 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に町民に対し周知するよう努めるものとする。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(議員定数及び議員報酬)

第13条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たり、町政の現状と課題、将来の予想と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して、広く町民の意見を聴取することに努めるものとする。

(この条例の性格等)

第14条 この条例は、議会運営に関する最高規範であって、議会は、この条例で定める目的、原則等を実現するために必要な事項について条例、規則等を制定し、議会運営の仕組みを体系的に整備しなければならない。

- 2 議会は、議会運営がこの条例の目的、原則等に即して行われているかどうかを不断に点検し、必要があると認めるときは、この条例及び西会津町議会会議規則(昭和63年西会津町議会規則第1号)の改正その他必要な措置を講じなければならない。

※意見公募については、町ホームページ内にある「西会津町議会」のページでも募集をしています。そちらもご覧いただき、募集期間や応募資格などを確認の上、ご意見をお寄せください。

「西会津町議会」

（目的）

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な自治体における議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めることにより、開かれた議会を基本とした議事機関としての役割を果たすとともに、町民の福祉向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、町民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公平性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会を目指して活動する。

- 2 議会は、町民全体の立場に立って、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）の活動を監視及び評価するとともに、町民の福祉向上と持続的で豊かなまちづくりの実現のために政策提言及び政策立案の強化に取り組むものとする。
- 3 議会は、町民に必要な情報を提供し、その多様な意見を反映させるとともに、町民とともにまちづくりの活動を推進するため、町民参加と協働を基軸にした議会運営に努めなければならない。
- 4 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するとともに、会議における発言は簡明に行わなければならない。

- 2 議員は、町政全般について、その課題並びに町民の意見及び要望を的確に把握するとともに、自らの能力を高め、町民の負託に応える活動をするものとする。
- 3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

（議員の政治倫理）

第4条 議員は、町民全体の奉仕者として公正、誠実かつ清廉に活動することにより、主権者である町民の信託に応えなければならない。

（町民と議会の関係）

第5条 議会は、次に掲げる事項に留意し、町民の議会活動への参加を推進するものとする。

- （1）議会の委員会その他の会議を原則として公開すること。
- （2）積極的な情報の公開及び提供に努めること。

- 2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）で定める委員会等のほか、町民及び議員が自由に意見及び情報を交換するため、一般会議を置くことができる。
- 3 議会は、町民から請願及び陳情が提出されたときは、これを町民の政策提案と受け止め、町民の意見を聴く機会を設けることができる。
- 4 議会は、町民に対する議会報告会を開催して議会の説明責任を果たすとともに、町民の意見を聴取して議会の政策提言等に反映させるものとする。
- 5 議会は、議案に対する各議員の賛否を公表するものとする。

（町長等と議会及び議員の関係）

第6条 議会の本会議における議員と町長等との一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式により行うものとする。

- 2 議長から本会議、常任委員会又は特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対し議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問することができる。

（重要政策の審議等）

第7条 議会は、町長等が重要な政策等を策定しようとするときは、議会の意見を聴くよう求めるものとする。

一般会計補正予算など11議案を可決

平成24年6月議会定例会を6月8日から13日まで、6日間の会期で開きました。

町からは、平成24年度一般会計と国民健康保険特別会計の補正予算、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例や町国民健康保険税条例と町給水条例の一部改正条例など、9件の議案が提出されました。

また、議員から福島県内の原発の廃炉に関する決議案及び意見書案が提出され、全議案とも慎重に審議され、すべての議案を原案のとおり可決しました。一般質問では、10人の議員が登壇し、町の考えや対応を問いました。

補正予算

一般会計

県南・会津・南会津地域給付金給付事業費5億854万1千円、ケーブルテレビ放送局舎への太陽光発電施設等設置に係る設計監理委託料と工事請負費4,040万円など、歳入歳出それぞれ6億4,294万1千円が計上され、審議の結果、全会一致で可決しました。

◆質疑

長谷沼清吉議員
給付金事業の臨時職員の雇用期間と町職員の時間外手当は、どの程度見込んでいるのか。

町民税務課長

臨時職員は2人で、それぞれ3カ月を予定している。職員の時間外手当は、延べ1,000時間を見込んでいる。

清野佐一議員

モニタリングポストの修繕料が計上されているが、今現在、何カ所設置されているのか。

町民税務課長

モニタリングポストは18カ所設置されている。修繕料の30万円は、旧尾野本小学校に設置されているものを、道の駅よりつせに移設する経費である。

五十嵐忠比古議員

学校医が3人退職され、慰労金が計上されているが、その要因は。

教育長

小学校が5校から1校に統合され、学校数が減少したためである。

多賀剛議員

ケーブルテレビ放送局舎に設置する太陽光発電の能力は。

企画情報課長

20kWの太陽光発電装置と20kWの蓄電池を設置する。

国保特別会計

西会津診療所に太陽光発電施設等を設置し、災害時の医療拠点施設として機能強化を図るため、施設整備費の所要額として、歳入歳出それぞれ8,175万円が計上され、審議の結果、全会一致で可決しました。

◆質疑

長谷沼清吉議員
今回設置する太陽光発電装置により蓄電池に蓄えられた電力は、どのくらいの時間の使用が可能なのか。
健康福祉課長
大きな医療機器を使用しなければ、1日近くは使用可能である。



条例改正

本定例会には、町側から条例の制定、改正の議案が3議案提出され、審議の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。

左の表のとおりです。

区分		平成24年度	平成23年度
医療分	所得割	5.54%	5.94%
	資産割	25.18%	29.51%
	均等割	21,400円	23,200円
	平等割	18,400円	19,900円
介護分	所得割	1.86%	1.77%
	資産割	11.10%	11.20%
	均等割	9,900円	9,500円
	平等割	5,700円	5,400円
支援分 (後期高齢者)	所得割	2.01%	1.70%
	資産割	8.80%	10.00%
	均等割	7,700円	7,100円
	平等割	6,800円	6,000円

■町国民健康保険税条例の一部改正条例
町国保税の税率の変更に伴う条例の改正です。なお、今年度の税率は、

◆質疑
長谷沼清吉議員
今年度は減税となったが、国保給付費支払準備基金が条例で定める額を4千万円ほど下回っている。来年度以降も見越した減税措置であるのか。
町長
平成22年度から24年度

◆質疑
長谷沼清吉議員
今年度は減税となったが、国保給付費支払準備基金が条例で定める額を4千万円ほど下回っている。来年度以降も見越した減税措置であるのか。

までは、国保財政3カ年計画に基づき、減税財源として、基金から毎年2千万円を繰入れしてきた。今年度については、それに加えて前年度からの繰越金の一部を減税財源として充てた。
来年度以降、このように減税することは厳しいが、状況を見ながら財政計画を立てていく。

■住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
法律の改正により、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となり、さまざまな制度改正とともに、外国人登録法が廃止となることから、関係する4本の条例を一括して改正するものです。

◆質疑
多賀剛議員
法が改正された背景は。
町民税務課長
法改正の目的は、行政手続きの簡素化である。

■町給水条例の一部改正条例
水道法の改正に伴い、布設工事監督者と水道技術管理者の基準の一部について、条例で定めることとされたための改正です。

◆質疑
多賀剛議員
今後、職員で資格を取って、布設工事監督者や水道技術管理者を増やしていく考えは。
建設水道課長
職員の中では、経験10年というところで、資格に該当する1人が増える。

◆質疑
多賀剛議員
今後、職員で資格を取って、布設工事監督者や水道技術管理者を増やしていく考えは。

◆質疑
多賀剛議員
今後、職員で資格を取って、布設工事監督者や水道技術管理者を増やしていく考えは。

人権擁護委員の推薦を承認
9月30日で任期満了となる、人権擁護委員の推薦についての議案が提出され、次のお2人を全会一致で承認しました。
伊藤政憲さん(6町内)
長谷川孝志さん(下小屋)

請願陳情

福島県内すべての原発の廃炉に関する決議を可決

次の請願1件、陳情1件を採択しました。
また意見書1件を内閣総理大臣、経済産業大臣に提出しました。

採択した請願(敬称略)
福島県内すべての原発の廃炉の決議を求める請願書
請願者 福島県母親連絡会代表委員 山崎満子

採択した陳情(敬称略)
福島県内すべての原発の廃炉を求める陳情書
陳情者 福島県母親連絡会代表委員 山崎満子

提出した意見書
福島県内すべての原発の廃炉を求める意見書
提出先 内閣総理大臣、経済産業大臣

公害防止協定書等の見直し
付帯条件を付して承認

6月18日、議会全員協議会を開催し、(株)あいづダストセンター産業廃棄物処理に係る公害防止協定書等の見直しについて、町議会では、次の付帯条件4点を付して町側の見直し案を了承しました。
付帯条件

- ①協定書締結に際しては、町民の十分なる理解を得るため、町長自らがケーブルテレビを通じて経過等を含め説明すること。
- ②協定書等締結後は、町民の安全・安心を損なうことのないよう、県及び町が責任を持って最終処分場の監視・検査等を行うこと。
- ③万が一、事故等が発生した場合に、県及び町の責任で対処すること。
- ④県外産業廃棄物の処分に関しては、計画書のとおりとするが、原則持ち込まないことを基本とし、やむを得ず持ち込む場合は、事前に十分なる協議を行うとともに、町民の理解を得ること。

町政のここが聞きたい 議員は問う 10人が登壇

こんな質問をしました（質問順）

- 三留正義議員
 - ①本年度産米の放射能検査について
- 猪俣常三議員
 - ①西会津町地域防災計画の見直しについて
 - ②電力不足に対する町の考えについて
 - ③産業廃棄物の公害防止協定見直しについて
- 伊藤一男議員
 - ①スクールバス及びデマンドバスの運行状況について
 - ②交流都市へのアンテナショップ開設について
- 長谷川義雄議員
 - ①町政の姿勢について
- 渡部憲議員
 - ①公害防止協定の見直しについて
 - ②生活保護について
 - ③安座のおとめゆり群生地について
- 多賀剛議員
 - ①副町長としての職務について
 - ②デマンドバスについて
 - ③西会津小学校について
- 鈴木満子議員
 - ①国の保育制度改革について
- 青木照夫議員
 - ①線量の測定結果とその後の処置について
 - ②交流の現状と見直しについて
 - ③緊急時の情報ネットワーク構築の必要性について
- 五十嵐忠比古議員
 - ①デマンドバスの運行について
 - ②児童・生徒の通学時における安全対策について
- 清野佐一議員
 - ①町政への取り組みについて
 - ②福祉政策について
 - ③健康づくりの推進について



横浜市鶴見区と友好交流協定を締結

問 4月18日に、町と友好交流協定を結んだ横浜市鶴見区に、復興予算などを活用し、アンテナショップを開設すれば、町の活性につながるのではないかと、
商工観光課長
今後、鶴見区との交流内容を協議する中で、物産交流の一つとして、アンテナショップの内容等について、調査、検討を

問 4月の西会津小学校開校に合わせ、スクールバスは児童生徒の通学送迎専用車として、またすべての自治区において、サービスが受けられる公共交通として、デマンド

問
交流都市にアンテナショップを開設しては
答
調査、検討をしていきたい

伊藤一男議員

していきたくないと考えている。
バスの運行を開始した。
(1) スクールバスは、計画どおり順調に運行されているか。

(2) デマンドバスの利用状況及び今後の課題は。
教育課長

(1) 朝の到着後、下校の出発前に、委託運手と教育委員会職員がミーティングを行い、よりスムーズに運行できるように努めており、当初の計画どおり、おおむね順調に運行できている。

町民税務課長

(2) デマンドバスの4月の利用人数は2,124人、5月の利用人数は2,342人であった。

今後、より簡単でわかりやすい予約の受付体制、利用しやすい体制づくりを努めていくことが課題である。

問 交流の現状と見直しは

答 費用対効果を考慮し展開する

青木照夫 議員

問 交流の目的を明確にして「費用対効果」や交流地との「時間、距離、費用」等の要素も考慮すると、遠隔地域との交流には無理があり、見直しが必要ではないか。

健康福祉課長

町では、平成9年より沖縄県平良市との交流を

開始し、食塩の摂取量の減少など、疾病予防に少なからずよい影響があったと考えている。

町の施策や方向性によ

い影響を与えるなど、費用対効果等を十分に考慮



食生活改善推進委員による沖縄県宮古島市との交流

しながら、時勢にあった交流を展開していく。

問 緊急時のネットワ

ークとして、周波数が90メガヘルツ〜108メガヘルツ帯を利用する「V-Lowマルチメディア放送」を利用し、ネットワークを構築すべきではないか。

企画情報課長

喜多方市では、ケーブルテレビはもとより市内全域をカバーできる防災無線も未だ整備されていないので、その代替措置としてV-Lowマルチメディア放送を利用したネットワークの導入を考

えているとのことである。

本町には、ケーブルテレビや防災行政無線が整備されており、導入については検討していない。

問 観光客の輸送にデマンドバスは問題ないか

答 今のところ問題ない

多賀剛 議員

れるすばらしい町であると強く感じている。

町政に取り組む姿勢については、事務方のトップとして、その職務に全力を傾注し、町政伸展に誠心誠意寄与していく。

問 デマンドバスにつ

いて、当初の計画どおりで問題はないか。特に大山祇神社などに来町する観光客に対し、公共交通機関として問題なく運行されているか。苦情等はないか。

また、路線バスの坂下線が通る自治区では、デマンドバスと路線バスで

二重価格になっているが、シルバークスを発行するなどして、改善することはできないか。

町民税務課長

開始当初は、不慣れなこともあり、予約の行き違いや確認が遅れるなど、利用者に迷惑をおかけしたが、現在は順調に業務を行っている。

観光客のデマンドバスに係るトラブルは、現在のところ聞いていない。二重価格については、今後、シルバークスなどが必要かどうかを判断し対応していく。

問 副町長としての職務についてお尋ねする。副町長に就任されて2カ月、本町の率直な感想と事務方のトップとして町政に取り組まれるにあたっての思い、姿勢について伺う。

副町長

西会津町は、人の心の温かさや思いやりがしっかりと息づく人情味あふ



デマンドバスの運行は順調なのか

問 小中学生の通学は安全か

答 計画どおり安全に実施

五十嵐 忠比古 議員

問 今年4月より、予約によるデマンドバスが運行開始となり、町民の利用しやすいバス体系となり、利便性が図られたと考えられるが、予約状況、一日の利用者数、さらに苦情の有無などはどうだったのか。

町民税務課長

予約状況は、4月は2,124人と昨年と比較し



みんな仲良くスクールバスでの下校

て591人の減となったが、5月は2,342人とほぼ昨年並みの利用状況となった。1日の利用人数は、平日運行が平均101人、休日運行が平均17人であった。

小・中学校ともに児童・生徒が野沢に通学し2カ月が経過したが、当初計画していた安全対策は実行されたか。

教育課長

概ね、当初の計画どおりのスクールバス通学となっている。

徒歩等による通学や不審者対策は、学校が中心となり関係団体と連携して指導している。

問 4月から西会津小学校が開校したことから、

問 町政の姿勢について問う
答 町民参加に配慮する

問 開かれた町政運営にあたり、今後どのようなように進める考えなのか。

町長

地域活性化をめざして、持続可能な事業に取り組む町民のみなさんを積極的に支援していく考えであり、町の各種事業もできるだけ町民参加型に移行していくこととしている。

今後開かれた町政運営を積極的に推進していく。

長谷川 義 雄 議員



町民参加型の町政運営を推進（徳沢自治区町政懇談会）

問 福祉政策について（へき地保育所統合の考えは）

答 統合について検討していく

清野佐一 議員

問 近年まで7カ所に保育所が設置されていたが、現在では野沢保育所のほか3カ所となっている。この現状を踏まえ近い将来、野沢保育所の改築やへき地保育所の統合などについての考えを伺う。

健康福祉課長

へき地保育所については、群岡、芝草保育所の児童数が減少傾向にあることから、町全体の児童数の動向や保護者の意見などを参考にし、既存の公共施設の活用や新設なども視野に入れ、今後保育所統合について検討していく。

問 健康づくり推進事業の中で、健康がいちばん推進事業は、食育計画に基づいて行われるとのことだが、具体的内容について伺う。



小学校の次は保育所の統合が大きな問題

町長 人間は、健康で稔り豊かで満足できる人生を全うすることが一番であり、それが究極の幸せである。「食と運動と検診」を相互に連携しながら健康づ

くりを推進し、食においては、本町の農林産物、郷土食を使って、栄養バランスのとれた食生活が各家庭に浸透し、実践できるよう推進していく。

問 町防災計画の見直しは

答 国からの基準や指針が示されたら取り組む

猪俣常三 議員

問 町地域防災計画の中に原子力災害対策は入っているのか。

町民税務課長

県内で原子力災害対策を講じることが義務付けられている市町村は、原子力発電所を中心に半径8kmから10kmを基準とするとともに、行政区や自然的・社会的条件を満たした地域を有する6つの



東日本大震災時に開設した町避難所

町だけである。町としては、今後、国から基準や指針が示されたら、それに基づき町の計画に反映していく考えである。

問 産業廃棄物の公害防止協定書等の見直しは。

町長

本年1月1日に「放射性物質汚染対処特別措置法」が完全施行され、産業廃棄物の放射能濃度が1kgあたり8,000ベ

クレル以下であれば、通常の産業廃棄物と同様に埋立処分が可能であるとの法的基準が国から示された。

この法律との整合性を図るとともに、地域の住民の安全・安心を十分に担保することを基本に、締結者である本町と柳津町、(株)あいづダストセンターのほかに指導的な立場にある県を立会人に追加し、協定書等の見直し作業を進めてきた。

問 　　どうなる？保育制度改革は

答 　　法案成立後に検討していく

鈴木満子議員

問 現在、国が進めている保育制度改革は、市町村の直接実施義務を削除している。そうすると、公的保育の実施責任は町には無くなり、保育利用者には、町は支援がでなくなるのではないか。

健康福祉課長

国の制度改革の内容については、市町村は地域の実情に合わせた新システム事業計画を策定し、



町の保育所はどう変わるのか

対象事業所の指定、利用者の認定などを行い、利用者と事業者の契約には、市町村が関与するとなっているが、具体的な内容は示されていない。

本町のような過疎地域では、保育所は総合こども園として運営され、制度が変わっても現状は変わらない。

法案成立後、県による説明会等も開催されるので、町の現状など踏まえ

検討していかなければならないと考える。

問 野沢保育所の駐車場設置について、進展はあったか。

健康福祉課長

保育所近くにある空き

地の土地所有者とは相談をしているが、建物の所有者である借地者とは調整中であり、土地の利用が可能かどうか、さらに進めていく。

問 　　本年度産米の放射能検査は

答 　　全袋検査し消費者に安全性をPRする

三留正義議員

問 本年度産米については、放射能検査を全量実施する旨であるが、本町では具体的にどのような検査実施がなされるのか。

農林振興課長

現在、県内は農林水産省の「24年産稲作の作付けに関する指針」により「米の作付け制限区域」「事前出荷制限区域」「その他の区域」の3つに区分されている。

今後、地域協議会を6月中旬に発足し、検査体制の確立に努めることになる。

具体的には、水田台帳

を基に、生産者ごとのバーコードを利用するなどであるが、詳細が決まり次第、説明会等を通じ周知する。

本町は「その他の区域」に指定されておりモニタリング検査をした上で、県が実施する「ふくしまの恵み安全・安心推進事業」により、販売する全ての米の放射能検査を実施する。

本事業は県の補助事業で検査機器購入費や人件費が補助されるなど、生産者の費用負担はなく、本町には2台の検査機器が配置される予定である。



米の放射能検査の体制は

問 公害防止協定書の見直しは

答 議会及び地域住民の理解を得た上で

問 公害防止協定書の見直しについて

- (1) 町は、(株)あいづダストセンターに風評被害を招くような廃棄物を持込ませないとのことであったが、間違いはないか。
- (2) 県外からの産業廃棄物を20%持込みできることについて、町はどう考えるか。
- (3) (株)あいづダストセンターの従業員の健康管理について、町がすべきことはないか。

(1) 本年1月1日に「放射性物質汚染対処特別措置法」が完全施行され、本町と柳津町、(株)あいづダストセンターの3者による公害防止協定書の見直しが進められており、地域住民の理解を得て、町としての対応をしていく。

(2) 県外の一般的な産業廃棄物の受け入れを

渡部 憲議員

問 生活保護の不正受給に、町は今後、どのように対応するのか。

健康福祉課長
生活保護は、県に措置権があり、受給者や金額の決定は県が行っている。町としては、県と連携して、不正受給が無いかを継続的に調査するなど支援していく考えである。

問 生活保護の不正受給に、町は今後、どのように対応するのか。

健康福祉課長
生活保護は、県に措置権があり、受給者や金額の決定は県が行っている。町としては、県と連携して、不正受給が無いかを継続的に調査するなど支援していく考えである。



議会全員協議会による(株)あいづダストセンターの現地調査

平成24年第3回議会臨時会報告

第3回議会臨時会を5月17日に開会し、町から議案6件が提出され、審議の結果、いずれの議案も全会一致で原案のとおり承認可決、同意をしました。

■町税条例の一部改正条例の専決処分の承認

地方税法の一部改正に伴う、東日本大震災による居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長などの条例改正です。

◆質疑 長谷沼清吉議員

80%で見込んでいた激甚災害の補助率が66・7%となった要因は。

被害額がそこまで達していないためである。

■町国民健康保険条例の一部改正条例の専決処分の承認

地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災で被災した居住用財産の敷地に係る譲渡期限が延長されることとなったことから、国民健康保険税の所得割の計算にも適用させるための条例改正です。

◆質疑 長谷沼清吉議員

園芸ハウスの復旧支援補助金や西会津小学校校舎新築事業に伴う開発許可手数料など167万3千円を増額しました。

◆質疑 園芸ハウスの復旧は、既決予算で速やかに対応すべきと思うが、また、ハウスの新設の補助要綱はあるが、被災した際の補助要綱がないのでは。

復旧は既に着手している。補助金の執行は、要綱も既に整備をし、遡及して適用する。

◆質疑 長谷川義雄議員

財産の取得(西会津小学校用地)多賀剛議員
1平米3,500円という単価の根拠は。

隣接の中学校の用地買取単価に下落率を掛けて算定した。

造成工事の残土を、もたらうことは可能か。

残土処理の範囲内の数量であれば提供する。

◆質疑 長谷川文男さん(松尾)

固定資産評価委員会委員の選任の同意
現職委員の辞職により、1名の欠員が生じたことから、新委員の選任についての議案が提出され、全会一致で同意しました。

インタビュー

このコーナーでは、各方面で活躍されている町民の方々をインタビューを通して紹介します。

今回は、西会津中父母と教師の会長として町PTA連絡協議会会長である秦貞継さん（萱本）です。



連Pと空手に燃える秦貞継さん

プロフィール

住 所：萱本（尾野本）
年 齢：40歳
家族構成：父、母、妻、子ども3人の7人家族
趣 味：空手

—西会津中父母と教師の会長としての抱負は。

父兄同士互いに協力し目標を乗り越え、子どもたちと一緒に感動を分かち合いたいです。そしてPTA会員が、お互いに支え合えるような橋渡し役になれたらと思っています。

—町PTA連絡協議会会長としての抱負は。

町の5つの小学校が統合した本年、町連P会長として西会津小PTAとも連携し、子どもたちが

元気に学校生活を送ることができるよう尽力したいと思っています。

—空手を指導されていますが、ご自身が始められたきっかけは。

16年前、自分の弱さを克服したいと思い、空手を始めました。何度ものつらい時期はありましたが、続けてきて良かったと思っています。

—門下生は何名で、どのような指導をされていますか。

門下生25名には、正し

い道貫ける強く優しい人間になってもらいたいと思っています。また、自分も門下生と一緒に勉強し、成長していくことを心がけています。

—町議会や町に望むことは。

子どもたちが未来の社会で活躍できるように、私たちに指導、ご協力、応援をよろしく願います。

—ご協力ありがとうございます。ございました。今後もご活躍を期待しています。

議会の動き

議会基本条例制定

特別委員会管外調査

議会基本条例制定特別委員会では、6月20日から22日の日程で、議会基本条例を制定・施行している、先進議会である埼玉県嵐山町議会と長野県箕輪町議会へ研修視察に行ってきました。

この2町の議会は、議会基本条例の制定まで4～5年をかけて議論し、研修視察は議員全員で実施していました。さらに、小委員会と全議員協議会は、20回以上開催して、十分に議論を尽くし制定をしていました。また、制定された議会基本条例は、議会だよりに掲載し、住民に周知をしていました。現在は、透明性のある議会の取り組みとして議

会報告会を開催しています。

本町議会で制定を進めている議会基本条例の内容とほぼ同じ内容でした。ただし、制定後に実施を予定している「議会報告会」はテーマを決めて、わかりやすく実施している点は、学ぶべき点でありました。

本町議会もこの2町の議会のように、議会の責務と議員の活動原則を定め、全力で職務に取り組み、町民の付託に応えなければならぬと考えます。



編集後記

今年の梅雨は雨の日が少なく、通常梅雨といえど、不快な日々が続いて、不気味な雨の連続です。そして、雨の中に咲くアジサイの青や白、ピンクの鮮やかな色が心をなごませてくれるものです。

しかし今年は、そのような光景を目にすることが少ないようです。

梅雨明け宣言も間近と思われませんが、心配なのは梅雨明け間近の大雨です。昨年の新潟福島豪雨のようなことがないよう、に、ただ祈るばかりです。

さて本号には、議会基本条例の案文を掲載しています。ぜひ町民のみなさんにご一読いただき、ご意見等をお寄せいただきたいと思います。

（清野佐一）

編集委員

委員長 鈴木満子

副委員長 渡部 憲

委員 三留正義

委員 猪俣常三

委員 清野佐一

にしあいづ議会だより

No. 118

発行 福島県西会津町議会
編集 議会広報特別委員会

〒969・4495 福島県耶麻郡西会津町野沢字
下小屋上乙3261 ☎0241・45・4537
e-mail gikai@town.nishiaizu.fukushima.jp